

令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の概要

【目次】

1	時差出勤制度、早出遅出制度等の導入状況	P1
2	時間外勤務の状況	
	(1) 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況	P1
	(2) 時間外勤務の状況	P1
3	休暇の状況	
	(1) 年次有給休暇の取得状況	P2
	(2) 介護休暇の取得状況	P2
	(3) 介護時間の取得状況	P2
	(4) 育児休業等の取得状況	
	① 区分別取得率	P3
	② 部局別育児休業取得率	P3
4	競争試験等の状況	
	(1) 競争試験の受験者数、合格者数等の状況	P4
	(2) 中途採用試験の実施状況	P4
5	道内の自治体におけるストレスチェック検査の実施状況	P5
6	道内の自治体におけるメンタルヘルス対策の取組状況	P5
7	長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況	P6
8	道内の自治体における安全衛生管理体制の整備状況	P6

令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の概要

令和5年度勤務条件等に関する調査に基づき、道内市町村（札幌市を除く178市町村）の勤務時間、休暇、競争試験等の状況をまとめました。

1 時差出勤制度、早出遅出制度等の導入状況（令和6年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	時差出勤制度	業務上の早出・遅出	育児・介護のための早出・遅出	通勤混雑緩和のための時差通勤	疲労蓄積防止のための早出・遅出	修学等のための早出・遅出	障害の特性等に応じた早出・遅出	フレックスタイム制度
道内市	14	12	16	3	3	1	1	1
道内町村	19	52	111	1	1	2	5	7
計	33	64	127	4	4	3	6	8
全国市区町村	476	790	1,195	193	129	77	137	76

※1 「時差出勤制度」とは、基本の勤務時間（例：8時30分から17時15分の時間帯）に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出・遅出制度とは異なる。

※2 早出・遅出制度及びフレックスタイム制度については、国家公務員に準じた措置を実施している団体を計上。

2 時間外勤務の状況

(1) 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況（令和6年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定		
		特例業務	要因の整理、分析及び検証	
道内市	34	26	34	33
道内町村	144	106	138	134
計	178	132	172	167
全国市区町村	1,721	1,403	1,681	1,655

(2) 時間外勤務の状況

（単位：時間）

区分	令和4年度		令和5年度		R4→R5 増減 (時間/月)	R4→R5 増減 (時間/年)
	時間/月	時間/年	時間/月	時間/年		
道内市	12.1	144.7	11.4	137.2	△ 0.7	△ 7.5
道内町村	9.7	116.3	9.3	111.9	△ 0.4	△ 4.4
計	11.1	133.1	10.6	127.1	△ 0.5	△ 6.0
全国市区町村	11.4	137.0	10.8	130.0	△ 0.6	△ 7.0

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員）を除いた職員。

3 休暇の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

区分	令和5年	令和4年	令和3年
道内市平均	13.4	12.1	11.5
道内町村平均	11.6	10.3	10.1
道内市町村平均	12.5	11.3	10.9
全国市区町村平均	13.4	12.0	11.5

(2) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

区分		令和5年度	令和4年度
道内市	男性職員	6	6
	女性職員	29	25
	計	35	31
道内町村	男性職員	6	12
	女性職員	21	13
	計	27	25
計	男性職員	12	18
	女性職員	50	38
	計	62	56

※各年度において、新たに介護休暇の取得を開始した人数であること。

(3) 介護時間の取得状況

(単位：人)

区分		令和5年度	令和4年度
道内市	男性職員	3	2
	女性職員	6	6
	計	9	8
道内町村	男性職員	8	2
	女性職員	8	8
	計	16	10
計	男性職員	11	4
	女性職員	14	14
	計	25	18

※1 各年度において、新たに介護時間の取得を開始した人数であること。

※2 「介護時間」とは、要介護者の介護のため、1日の勤務時間の一部を勤務しない無給の休暇をいう。

(4) 育児休業等の取得状況（令和5年度）

① 区分別取得率

（単位：人、％）

区分		令和5年度中に新たに取得可能となった職員数 a	育児休業取得者数		育児短時間勤務取得者数		部分休業取得者数	
			令和5年度新規取得者数 b	取得率 b/a	令和5年度新規取得者数 c	取得率 c/a	令和5年度新規取得者数 d	取得率 d/a
道内市	男性職員	652	295	45.2%	0	0.0%	13	2.0%
	女性職員	416	417	100.2%	79	19.0%	202	48.6%
道内町村	男性職員	339	98	28.9%	2	0.6%	1	0.3%
	女性職員	229	226	98.7%	19	8.3%	56	24.5%
計	男性職員	991	393	39.7%	2	0.2%	14	1.4%
	女性職員	645	643	99.7%	98	15.2%	258	40.0%

※育児休業：子を養育するとき、一定期間勤務しないことができる制度(子が3歳まで)

育児短時間勤務：子を養育するとき、希望する日及び時間帯で勤務できる制度(子が小学校就学の始期に達するまで)

部分休業：子を養育するとき、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日あたり合計2時間以内休業できる制度

(子が小学校就学の始期に達するまで)

※「取得率」は、令和5年度中に新たに育児休業等を取得可能となった職員に対する同年度中に新たに育児休業等を取
得した職員数（令和4年度以前に取得可能となり、令和5年度中に新たに育児休業等を取得した者を含む）の割合をいう。

② 部局別育児休業取得率

（単位：％）

区分		一般行政部門	公営企業等	消防部門	教育委員会	合計
道内市	男性職員	51.7%	52.0%	20.8%	58.1%	45.2%
	女性職員	101.0%	100.0%	—	95.0%	100.2%
道内町村	男性職員	29.1%	15.6%	26.7%	44.4%	28.9%
	女性職員	96.9%	107.0%	—	96.2%	98.7%
計	男性職員	41.6%	45.6%	21.4%	51.7%	39.7%
	女性職員	99.2%	101.3%	—	95.7%	99.7%

※上記「①区分別取得率」中、育児休業取得者数の取得率を部局別に示したもの。

4 競争試験等の状況

(1) 競争試験の受験者数、合格者数等の状況（令和5年度）

（単位：人、倍）

区分		受験者数 a	合格者数 b	採用者数 c	競争率 a/b
道内市	男性職員			634	-
	女性職員			630	-
	計	7,191	1,558	1,264	4.6
道内町村	男性職員			442	-
	女性職員			329	-
	計	2,059	860	771	2.4
計	男性職員			1,076	-
	女性職員			959	-
	計	9,250	2,418	2,035	3.8

※「競争試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験をいう。

(2) 中途採用試験の実施状況（令和5年度）

（単位：団体、人）

区分	経験者採用試験			経歴不問の中途採用試験		
	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
道内市	21	713	98	18	566	127
道内町村	59	400	126	83	719	313
計	80	1,113	224	101	1,285	440

※「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験をいう。

「経歴不問の中途採用試験」とは、上記(1)の競争試験及び本項目の「経験者採用試験」以外の採用試験をいう。

5 道内の自治体におけるストレスチェック検査の実施状況（令和5年度）

（単位：箇所、％）

区分	事業場数 a	ストレスチェック実施事業場数	実施事業場率	集団分析 実施事業場数	実施事業場率	集団分析結果 活用事業場数	実施事業場率
		b	b/a	c	c/b	d	d/c
道内市	1,155	1,148	99.4%	979	85.3%	689	70.4%
道内町村	1,253	1,218	97.2%	1,025	84.2%	643	62.7%
計	2,408	2,366	98.3%	2,004	84.7%	1,332	66.5%

※1 ストレスチェック検査とは、心理的な負担の程度を把握するための検査をいい、労働安全衛生規則において1年以内ごとに1回、定期に検査を行わなければならないとされている。

※2 「事業場」とは、自治体の庁舎をはじめ、当該自治体の職員が業務に従事している事務所等をいう。
「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上。

6 道内の自治体におけるメンタルヘルス対策の取組状況（令和5年度）

（単位：箇所、％）

区分	全部局数	メンタルヘルス 対策に取り組んで いる部局数		メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）							
				メンタルヘルス対策に 関する計画の策定		安全衛生委員会等で 調査審議		実務を行う担当者の 選任		職場復帰における支援 の実施（職場復帰支援 プログラムの策定を含 む）	
				割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数
道内市	119	119	100.0%	55	46.2%	59	49.6%	41	34.5%	87	73.1%
道内町村	377	364	96.6%	66	18.1%	177	48.6%	62	17.0%	123	33.8%
計	496	483	97.4%	121	25.1%	236	48.9%	103	21.3%	210	43.5%

区分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
	セルフケアを実施する ための教育研修・情報 提供		ラインケア及び事業場 内産業保健スタッフ等 によるケアを実施する ための教育研修・情報 提供		事業場内での相談体制 の整備		地方公務員共済組合事 業等の公的な相談窓口 の周知		職場外資源（医療機 関、EAPなど）を活用 したメンタルヘルス対 策（相談・カウンセリ ングを含む）の実施		その他	
	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
道内市	86	72.3%	62	52.1%	74	62.2%	92	77.3%	42	35.3%	2	1.7%
道内町村	201	55.2%	94	25.8%	184	50.5%	228	62.6%	89	24.5%	10	2.7%
計	287	59.4%	156	32.3%	258	53.4%	320	66.3%	131	27.1%	12	2.5%

※1 「部局」とは、「市区町村長」、「教育委員会」、「消防」及び「公営企業」等をいうことから、各市町村で複数カウントされること。

※2 「メンタルヘルスの取組内容（複数回答）」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合。

7 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況

(単位：箇所、%)

区分	全部局数	令和6年4月1日時点で整備済み		令和6年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
道内市	119	88	73.9%	8	6.7%	23	19.3%
道内町村	377	167	44.3%	23	6.1%	187	49.6%
計	496	255	51.4%	31	6.3%	210	42.3%

※「割合」は、「全部局数」に占める割合。

8 道内の自治体における安全衛生管理体制の整備状況（令和5年度）

(単位：箇所、%)

区分	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	選任を要する事業場	選任している事業場	割合
道内市	15	15	100.0%	30	29	96.7%	141	137	97.2%	686	609	88.8%
道内町村	0	0	—	0	0	—	213	199	93.4%	446	353	79.1%
計	15	15	100.0%	30	29	96.7%	354	336	94.9%	1,132	962	85.0%

区分	産業医			安全委員会			衛生委員会		
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	設置を要する事業場	設置している事業場	割合	設置を要する事業場	設置している事業場	割合
道内市	141	133	94.3%	25	24	96.0%	141	136	96.5%
道内町村	213	196	92.0%	0	0	—	213	202	94.8%
計	354	329	92.9%	25	24	96.0%	354	338	95.5%

※それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。